

第56回

荒川区都市計画審議会 議事録

日時：令和3年12月14日（火）

場所：荒川区役所本庁舎5階 大会議室

午後3時開会

○都市計画課長 定刻となりましたので、ただいまから第56回荒川区都市計画審議会を開催させていただきます。

審議会条例第7条2項に基づきまして、会長に会議の議長としての議事進行をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

○会長 それでは、私のほうで本日の議事進行を務めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、また非常に寒い中、本審議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

新型コロナの感染状況でございますが、海外では非常に感染が再拡大しておりまして、国内でも現在変異ウイルス「オミクロン株」の発見により予断を許さない状況となっております。国内では、先日からワクチンの3回目、いわゆるブースター接種が始まりましたが、引き続き皆様方には気を付けて生活をしていただきたいと思います。

本日は2件の議事と会議終了後にマイクロバスによる現地視察を予定しております。

それでは、事務局より報告がございますので、よろしく申し上げます。

○都市計画課長 事務局をしております都市計画課の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告と確認をさせていただきます。

まず、本日の出欠状況でございますが、出席者16名、欠席者1名ということで、会議として有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

1つ目が会議次第、2つ目がA4横使いの議案・資料でございます。そして3つ目が都市計画案に対する意見書の要旨及び区の見解という紙、最後4つ目が参考資料、以上の4点でございます。落丁等ございませんでしょうか。

なお、念のために都市計画図もお席に御用意させていただきました。

手元の資料の確認、事務局からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○会長 どうもありがとうございます。

会議に入ります前に、本日の会議につきましては、審議会条例施行規則及び運営要綱の「会議の公開」に関する定めがございまして、傍聴される希望があれば、傍聴を認めるということにいたしますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃらないということでございます。

それでは、続きまして、会議次第第3の議事に進みたいと思います。

今回の議案は、2か月前に事前説明を行った(1)南千住一・荒川一丁目地区地区計画の変更に関する審議・答申と、(2)東京都市計画公園の変更として天王公園の事前説明でございます。

それでは、初めに、都市計画課長より、南千住一・荒川一丁目地区地区計画の変更について御説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、都市計画課長から説明させていただきます。説明に先立ちま

して、まず1点御報告させていただきたいと思えます。

前回の会議におきまして了承いただきました用途地域による建築物の敷地面積の最低限度の案件につきましては、10月26日の東京都の都市計画審議会でも問題なく了承いただきました。その後東京都の事務手続を経まして、11月26日に都市計画決定したという御報告でございます。

それでは、本題の南千住一・荒川一丁目地区地区計画についての御説明をさせていただきます。手元の資料、1ページをお開きください。

都市計画の種類及び名称は、東京都市計画地区計画南千住一・荒川一丁目地区地区計画の変更でございます。

計画の内容につきましては、この次の2ページから10ページまでが都市計画（案）の資料でございます。前回でも御説明させていただいていますし、大分ダブっている部分もありますので、まず御確認いただければと思うものが、一番後ろに添えておりますA4横のカラーの資料、今、定めています地区計画の内容全体を網羅しているものでございます。これに基づきまして地区の現況を説明させていただきます。

対象の区域は、左上の地区計画対象区域ということで約14.8ヘクタール、南千住一丁目41～49番、荒川一丁目の2～5番、7～31番、33～39番でございます。こちらを道路沿いと、そうでないところとを大きく分けまして、4つの地域に分けてエリアを設定しているところでございます。

ここは荒川一丁目間道睦町会、荒川一丁目西文化会、南千住一丁目西町会、そして荒川一丁目本町会という4つの町会にまたがっているエリアでございます。そして今、定まっております地区計画の内容で、1から順に説明させていただきますと、1番、建築物の用途の制限ということで、いわゆる風俗系の建物は、5つの地区全てで建てられないという形になってございます。2番、今回変更箇所を赤く囲ってございますが、敷地面積の最低限度、現在50平米と定めているところを60平米に変えたいという内容でございます。3番、壁面の位置の制限、道路沿いに一定程度幅員を確保するような形。4番は高さの制限で、広い通り沿いから複合市街地の中でのということで、60メートル以下から16メートル以下まで指定してございます。5番、形態又は色彩その他意匠の制限ということで、区の景観条例に関する指導等も行っているところでございます。右下6番、垣又はさくの構造の制限ということで、なるだけ道路に面したところには、生け垣やフェンスとしてブロックを使う場合は、高さを60センチ以下のブロック塀にさせていただくという内容でございます。

重ねて申し上げますが、図面のちょうど真ん中の下、赤く囲っているところは50平米から60平米に変えるということが、今回の変更の部分でございます。

すみません、資料にお戻りいただきまして、今、2番の計画内容は説明させていただきましたので、3番、検討の経緯の表に移ります。令和2年9月から11月にかけて

て、地区内の4町会に変更案を説明いたしました。その後、アンケート調査を令和3年に入ってから行いまして、変更案の周知と意向調査、両方を兼ねて行いました。

そしてその後に、改めて地区内4町会に対しまして、意向調査の結果を踏まえて、この形で都市計画変更したいということをご説明させていただきました。その後素案の説明会、そして9月には建設環境委員会に変更を報告した後、原案の説明会も行い、そして9月から10月にかけては、公告・縦覧・意見書の受付をした後に、2か月前の10月に都市計画審議会に事前説明させていただいたものでございます。

その後に、改めまして、都市計画案の公告・縦覧・意見書の受付を行い、実際に御覧になった方はゼロ名でございます。そして意見書を提出していただいた方が1名いらっしゃいました。その意見書の内容は、お手元にお配りさせていただいている表書きになってございます。都市計画案に対する意見書の要旨及び区の見解という体裁のものでございます。意見書は1通あったのですが、自分の所有地が公道に接していなくて、家の周りにもそういうところが多いように見受けられるので、区が主導で公園や公共施設などに転用を御検討いただきたいという内容でございました。

したがって、意見の要旨としましては、敷地面積の最低限度にあまり関係のない内容のことでございます。ですから、区の見解といたしましては、区には共同建替えのためのコンサルタントの派遣や、不燃化特区による除却助成制度等がございますので、そちらの部署に直接御相談いただければ幸いですという形で返そうと思っております。

意見書の要旨及び区の見解については、以上でございます。

資料へお戻りいただきまして、1ページの4番、今後の予定でございます。令和3年12月、ここで了承いただければ、都市計画決定のに移りまして、その後、これに紐付けされております地区計画建築制限条例、こちらも改正する形で手続を進めていきたいと考えてございます。

最後に、少しだけ補足させていただきます。2ページ以降が変更後の都市計画図書の内容でございます。おめくりいただいて、9ページ目のところに、新旧対照表で示しています。変更の内容はこの部分だけでございます。右側が敷地面積の最低限度50平米、そして左側が60平米でございます。それぞれ決定してからの移行期間等で、ただし書に少し注意事項はありますが、移行期間があるところを踏まえて、きちんと手続的に問題ないように文章化して書いてございます。

最後になりますけれども、理由ですが、より災害に強い街づくりを推進するとともに、地区内のさらなる防災性の向上を図るため、建築物の敷地面積の最低限度に係る地区計画の変更を行うというものでございます。

雑駁になりますが、案に対する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、質問のある委員は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

少し私のほうからいいですか。質問ですが、地区計画というものは、地区の特性に応じて規制をかけるということで、これ全体のトーンとしては、荒川区全域で同じような基準で最低敷地面積を決めるというような考え方だと思いますが、本来は地区の状況に合わせて、要するに、原則的には隣の地区と違う規制をかけてもいいわけですね。あまり住民からは反対意見もなかったということですが、地区に対して平等というか、50平米を60平米に変更するということに対して、どういう御説明をされたかということと、同一の基準でやるということはどういう考え方によるのか、その辺をお聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 今、会長からお尋ねありました地元に対する説明のことですが、もちろん、一度地域の方々が話し合った結果として、今までが50平米だったということは、十分に尊重しなければいけないところでありますが、実際には、地区内で大規模な駐車場が宅地に転用されるケースもあり、その場合にはもちろん、今も荒川区としては、住環境条例の中で、一区画60平米以上取るように規制しているのですが、それでもやはり狭い気がするということも、地元の中で意見がありました。ましてや、今、区内で、例えば150平米ぐらいの敷地を3分割、4分割にするような、大分小さい宅地を設定する形で建て売り等が散見しております。

そういった形で進みますと、今、区内では密集をなくそうということで、一生懸命荒川区は頑張っていますが、また何十年か後には、密集してなおかつ老朽した建物が詰まっているようなまちなになってしまうということでもありますので、そういうところを進ませないためにも、区全体として、少なくとも60平米は確保する形でいきたいということで御説明に入りました。

そしてまた地域の特性として調べた中で、特にこちらの南千住一丁目地区、荒川一丁目地区の部分は、区内の平均は約3割60平米に満たない宅地が既にあるのですが、こちらのエリアはおおよそ5割、半数が60平米に満たないような状況になっています。ですから、もうこれ以上、狭小な宅地が増えることは望ましくないんだということも、併せて説明していく中で地元の理解をいただいた。そのような形で、私どもは思っているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

その他、何か御意見はございますか。

○17番委員 事務所協会の渡邊です。

まず1つ目、11月26日の東京都の決定で区内全域が網羅されたのかと思っていたら、まだ残っていたんですね。ほかに残っているところはあるんですか。

○都市計画課長 今、17番委員から、11月26日の用途地域の決定で全部網羅されて

いるかと思っていたら、今回この案件があるので、ほかにもあるのかというお尋ねでございます。正直申し上げます、この場所を決定いただければ、荒川区内全て60平米になります。

○17番委員 これが最後なんですか。

○都市計画課長 はい。

○17番委員 ありがとうございます。

それから、南千住一丁目を、とあるお仕事でぐるぐると回らせていただいたのですが、非常に長屋が多いんですよ。長屋は、敷地的には一つの敷地になりますよね。だけど、4戸とか5戸の家がくっついて建っています。そういう中で、敷地60平米以上にしないと駄目という話になるとどうなるんですか。一番右側の家の人がもうさすがに建替え——そういう長屋はとてつもなく古いです。ですから、我が家だけでも建て替えたいという方が恐らく出るだろうなとは思いますが、そういった場合はどうなるのでしょうか。

○都市計画課長 ただいまのお尋ねでございます。60平米が長屋の建物でも適用される場合に、やはり長屋ですと何世帯かで住んでいる形になるので、その協調建替えとか、その辺はどのように進めるかというお話かと思うんですけれども……。

○17番委員 共同であれば、恐らく共同住宅にすれば……。

○都市計画課長 そうですね。

○17番委員 皆さんそれなりの、この60平米という要綱にも一切引っかからずに、皆さんまともに住めるような建物が建つという話になると思うのですが、どこか1戸だけとなっちゃった場合にできるんですか。

○都市計画課長 いや、長屋は1戸の建物ですよ。ですから、それはまずお住まいの中で話し合ってもらえないかと思っています。そして、今もしある長屋が60平米に満たない規模であったら、もちろん小さいままで建替えは可能でございますので、要するに、隣から10平米お借りして、60平米にして建て替えてくださいという規制ではございませんので、まずは、やはり足並みを整えていただいてやっていくしかないと思うんです。

○会長 よろしゅうございますか。

○都市計画課長 すみません、追加説明します。だいぶ小さいロットになってしまうかもしれないんですけど、例えば、長屋が土地と合わせて分筆しているような状況で、所有権が建物も土地も分かれている状況であれば、技術的には分からないですけど、そのロットだけで建替えは法的には可能とのこと。ですから、うまく1軒の分だけ壊しながら、残った家の壁を補強して、そしてその中で小さいロットで、そのお宅だけ建て直すということは可能であるという見解でございます。

○17番委員 そうすると、長屋は全部で1戸の建物だという見なし方はしなくても大丈夫ということですか。

○都市計画課長 所有権がそうになっているものに関しては、そういう見方もできるという

お話でございます。もしそうっていない場合は、これから分筆するのは、もう法の適用が60平米になってしまいますので、やはり協調建替えになると思います。

○17番委員 ほとんどの長屋が土地ともに所有されていたので、多分大丈夫なのかなと思います。何しろかなりすごかったですよ、南千住一丁目……。

○都市計画課長 貴重な情報をありがとうございます。私どもも無理に皆さんが建て替えずらくなるような状況に追い込もうとしているわけではないので、やはり建替えをしていただければ、その時点で安全性が高い建物に変わるものですから、そこはいい結果を御報告いただいて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○会長 そのほか、いかがですか。

これは前回の審議といたしますか、事前の報告ということで審議していただいておりますので、内容を御理解いただいていると思います。

それでは、この件に関して御了承いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長 どうもありがとうございました。本件につきましては、了承とさせていただきます。

それでは、次の案件説明に進みたいと思います。

(2) 東京都市計画公園の変更として天王公園について説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、私から本案件につきまして概略の説明をさせていただき、その後の補足説明並びに各委員からの質問に対しましては、基盤整備課長より御対応いただくという形で進めさせていただければと思います。

11ページ、事前説明の資料を御覧ください。

変更する都市計画の種類及び名称、東京都市計画公園荒川第2・2・9号天王公園（荒川区決定）でございます。

所在地は、荒川区南千住六丁目67番でございます。

主たる変更内容ですが、現在の都市計画公園天王公園の区域を拡張するという内容でございます。

変更内容、まず、(1) 公園の位置付けを街区公園から近隣公園、要は、規模の大きな公園に都市計画上変更するというものでございます。

(2) 所在地に荒川区南千住六丁目39番等を加えるというものでございます。

(3) 隣接する以下の土地を天王公園の拡張用地とするものでございます。これは後ほど、添付の説明図面で説明させていただきます。

(4) 面積の増減ですが、現在0.61ヘクタールですが、変更後は2.80ヘクタール、2.19ヘクタール面積を増やす形で考えでございます。

今後の予定ですが、これから都知事協議を行い、都市計画案の公告・縦覧をし、できれば2月中に本審議会にて審議・答申をいただき、都市計画決定を3月中にしたいというよう

なスケジュールで考えてございます。

おめくりください。位置図でございます。

12ページ、都市計画公園、天王公園の位置でございます。千住大橋から少し上流のところになります。

その拡大図は13ページと14ページ、2枚に分かれています。場所は同じところですが、説明番号が分かれていますので、便宜上分けさせていただきました。

まず、説明図の①と②、こちらは写真撮影方向が向かい合う形になっていますが、浄水場の跡地、東京都水道局の元敷地だったところでございます。そして③は河川区域ということで、写真の左側に見えているところが、通称かみそり護岸と呼んでいるところで、隅田川の堤防のところでございます。

そして、写真の中央のところは舗装道路みたいに見えますが、これは河川管理通路でございます。右側は私有地がありまして、この私有地のさらに右側にも区道があるというような位置関係でございます。その説明は、次のページで見ただけだと思います。

④区道、私有地ですが、右側が区道、左側が私有地、そして車の後ろ側に、先ほどのかみそり護岸が見えるようになっていると思います。この後ろ側が隅田川になってございます。

そして、⑤が私有地で、浄水場と道路に接しているような位置でございます。

そして、その私有地に道路を挟んで東側、こちらが⑥の撮影方向になりますが、私有地になっていまして、今その私有地のうちの半分は、写真には建物が写っていますが、こちらが学童クラブでして、私有地を区がお借りして、学童クラブを運営している場所でございます。こちらも含めて、都市計画公園の拡張区域にしたいということでございます。

雑駁な説明であります、今回の事前説明の内容は以上でございます。

引き続き、基盤整備課長補足はありますか。大丈夫ですか。

何か御質問等ございましたらよろしく願いいたします。説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○10番委員 議会の並木でございます。今、空き地がなかなか出ないときに、こういった広大な土地が区で確保できるということを本当にうれしく思います。町屋公園のときも委員会で発言させていただきましたが、やはり荒川区の持っている隅田川という財産の沿線を公園として広げていくのは本当にいいことだと思います。

今このコロナ禍で私もよく川沿いを歩いたり走ったりするんですが、本当に休日等は子どもと親がいっぱいです。天王公園もいつも休日の日中は人でいっぱいなんです。こういったときに、こうやって新しい公園ができるのはうれしく思っています。広大な土地を確保できたのは非常に大きな成果だと思うんですね。その中で、これを最大限に生かすには、やはり以前から言われているスーパー堤防化、これが非常に重要だと思うんですが、この

スーパー堤防の一体化というのは検討されているのかどうか、お答えください。

○基盤整備課長 お尋ねのスーパー堤防のことですが、やはり我々もせっかく今委員おっしゃったとおり、このように広大な土地を手に入れることができたものですから、スーパー堤防と一体的に整備すべきであると考えていまして、今回御提案の、4番の私有地ですとか、区道ですとか、それから河川区域、こういったところを公園の区域に入れさせていただいて、スーパー堤防と一体的に公園整備を進めていきたいと考えております。

○10番委員 町屋公園のことを質問したときに、中に20数件、私有地があったので、これは大変だと思いました。全部が全部うまくいくわけではないと思うんですが、こちらは1軒建っているんですが、私有地というか、民間の所有というのは何軒ぐらいあるんですか。

○基盤整備課長 お尋ねの権利者の数でございますが、土地所有者としては、法人が2件で、個人が1件と調査により把握しております。

○10番委員 法人が2件あり、個人が1件、いずれにしろ、住まれている方、土地を持っている方の理解を得るのが一番大変なんですね。これがうまくいけば本当にすんなりいくし、ちょっと問題があると大変なトラブルになってしまうということですが、この方々の協力は得られているんですか。そういう御努力をしているかどうかでも結構です。

○基盤整備課長 もちろん、こちらに事前説明させていただくに当たりましては、去年12月にこの土地を取得させていただいて、それから3月に財産を水道局から引き継ぎまして、すぐに土地所有者の調査、交渉をやらせていただいております。その中で、少しずつですが協力していただけたところも出てきていますので、丁寧に委員おっしゃったとおり行う必要があると思います。協力が得られないと、この計画は前に進まないということでございます。何しろ都市計画決定がスタートラインだと思っておりますので、これをさせていただいて、その後事業認可を速やかに取って、土地所有者や住まれている方の協力を得られるように、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○10番委員 これで最後にしますが、この位置図を見ましても、緑で塗られているところが、西からあらかわ遊園、宮前公園、尾久の原公園で、ここがあって汐入地区ですね。その間、全くちょうど中間的なところに町屋公園が整備される。そうしますと、つながってくるんですね。

ただ、問題はつくり方ですが、やはりやるときにやらないといけません。後でスーパー堤防化するというのは大変なんですね。だから、ここは一層努力していただきたい。都市計画に対する御理解は頂いているようですが、やはりこの後、用地買収という話になってきます。ここでもいろいろ議論していくべきでしょうが、しっかりと交渉していただきたいと思うんです。この辺の決意をお話してください。

○基盤整備課長 やはり我々としては、この地区が防災上荒川一丁目と南千住一丁目のところを含め、非常に地域危険度が高いということで、荒川工業高校一帯の広域避難場所の

機能を一層強化する必要もございますし、また南千住の西地区が、区の平均値よりも一人当たりの公園面積が非常に少ないといった課題もございますので、今、委員おっしゃられた隅田川沿いの公園をテラスでつなぐといったようなことも、親水性という観点から、それから防災性の観点からも、ぜひ実現したいと強く思っていますので、これは今委員おっしゃられたとおり、丁寧に、また粘り強く、実現するように努めてまいりたいと思っております。

○10番委員 よろしく願います。結構です。

○会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○5番委員 今回、新たな公園を増やすということは、大変いいことだと思っております。1つは、一人当たりの公園面積というものがよく比較されるんですけども、例えばこの用地が公園になった場合、一人当たりの面積は今までに比べると、どれぐらい増えるのでしょうか。

○基盤整備課長 現在の公園面積が、荒川区の一人当たりが大体2平米でございます。それから、南千住の西地区が0.41平米、六丁目に限りますと0.97平米でございます。

それで、ここの公園が増えれば、一体どのぐらいになるかというのは計算していませんが、申し訳ございません。南千住の西地区で考えるとかなり増えていくのは間違いないと思います。平均に近づいていくんじゃないかなと思います。

○5番委員 ぜひ公園を広げることで一人当たり面積も一定なら広がると思うので、ぜひその辺は数値的にもつかんでいただいて、次回でも報告があればと思います。

それで今回の公園は、いろいろ各地の公園を見ますと、民間の活力を導入するスタイルも取っているようなんですけども、地域的にここがそれだけの魅力かどうかというのはいろいろ議論があるところだと思うんですが、基本的に区がスーパー堤防もそうなんですけれども、この公園をどういう構想で公園にしていくのかということが大事な視点かなと思うんですけども、今、区では構想を進めるための事業者も決めているようなんですけども、その事業者名と、予算としてはどのぐらいかけて、構想ということですから何年ぐらいを目途に、そういった検討を進めていくことになるのでしょうか。

○基盤整備課長 今、委員お尋ねの民間活力の件ですが、おっしゃるとおり国交省主導で、全国的に民間活力を導入して、公園整備あるいは公園の運営の事例が増えております。都市公園法という法律も変わりましたPark-PFIとか、設置管理許可とか、従来の規程を使ったり、様々な取組みがなされております。成功事例もたくさん出ております。ですから、我々もその可能性だけは探らせていただきたいと思っており、業者への委託、基本的には今年整備内容やゾーニングといった基本的なことを決める業務委託に合わせまして、民間活力を導入できるのか、あるいは従来のやり方のほうが我々にとってメリットがあるのか、地域にとってそのほうがいいのかの検討を2か年にわたってやらさせていただきます。

こうということで、12月2日に契約させていただきました。業者名はパシフィックコンサルタンツ株式会社で、契約金額は790万円程度でございます。

○5番委員 計画については、議会のほうでも、既に私たちは住民の声も生かしてやっていただきたいという提案もしております、そういう構想をつくる上でも、住民の皆さんの声も反映していただきたい。特に天王公園の水遊びが非常に使われているということもありますので、そういったことをぜひ取り入れていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

先ほど構想については、業者にもお願いしてということですが、区の基本姿勢が公園についてはどうするのが基本だと思うんですね。スーパー堤防のことは分かりましたけれども、あとどういうコンセプトを、区として今の時点で考えているのか、もしあるようでしたらお伺いしておきたい。

○基盤整備課長 先ほどもありましたとおり、川沿いに幾つかの大きい公園があります。それを線で川沿いにつなげていくということが全体的にまずあって、あと、陸地のほうには大きな核となる日暮里公園、西日暮里公園、日暮里南公園といったものがあります。まずは、それらの公園の在り方みたいなものを考えて、天王公園につきましても、どういった役割が必要なのかということを考えて、それをしっかり区でも示した上で、業者にどういう公園を造っていくのか区の考えを示して、委員おっしゃられるとおり、委託した業者に任せっきりにするのではなく、やはりそういう考えを持って仕事をしていただきたいということは委員の考えと同じでございます。

地域の状況を精査しまして、一体ここにはどういったものが必要なのかというのを検討している段階でございますが、基本的には、根底には、やはり防災の観点があります。この地域の状況、アクロシティがあって、東側には住宅が密集しているというような状況を考えて、果たしてどういう公園がふさわしいのかを示しながら、委託を進めていきたいと思っております。

○5番委員 最後にいたしますけれども、やはり大事なことは公園が大きくなる、これは大変大事なことで、そのために必要なものを、地域の住民の皆さんと一緒に作り上げていくということは、基本的な姿勢として大事だと思っております。

民間活力という場合には、いろいろな手法というものがあって、必ずしも全部否定するものではないんですけども、同時にいろいろなものが建ってしまって、本当に防災公園とか、公園機能としてどうなのかという公園も、やはり実際に見受けられると思うんですね。そういう点でもどういうものがふさわしいのか、できるのかできないのか、どんなことがいいのかということは、よく考えていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

ここに特養ホームも真ん中にぽんとあるような感じで、もちろん区が一括して都市公園として購入したので、移動するとか何かということは、できないことは百も承知けれども、やはり区としては、いろいろな意味で公共施設が足りなくて、欲しいところで公園と

してできるので、そういう意味でも、その中でやれる工夫とか、公共用地で高齢者の施設や障害者の施設で、現状はなかなか難しいということになっているようですけれども、そういうことも検討できるようなことも、その中ではしていただきたいと思うんですが、その点だけ確認して終わります。

○基盤整備課長 今おっしゃられたとおりだと思います。都市公園法という法律が建てられる、占有できるものが限定列挙されているものですから、自由に使ってもいいよというわけにはいかない。その中で、どんなものが区にとってメリットがあるのかということも十分考えながら、公園の計画の検討を進めて考えていきたい。

それから住民の声、これは本当にしっかり聞かなきゃいけない。これまでもやっていますが、先日も説明会を地元でやらせていただいたのですが、その中でも様々な声が出ています。これからも事業認可を取ったり、段階、段階で説明会をする機会もあると思いますし、あるいは連合町会長、地元の町会長会議、それからインターネットというツールを使ったり、様々な場面を捉えまして、区民の皆様の御意見を聞きながらどういった活用がいいのかよく考えていきたいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。

いかがですか。

○8番委員 本件につきましては、本日は事前説明ということですが、ぜひ進めていただきたいと思います。同時に、防災上の利用として考えるときに、ここは恐らく一次避難場所等に利用されると思いますけれども、実際には、土地周辺の災害時の安全性等々を考えると、南側から避難される方が非常に多いのではないかと思います。この公園の南側は非常に私道が多い、4メートル未満の狭隘道路が多い、あるいは行き止まりが多いところで、土地勘がよほどない方については、避難時に非常に迷われる方、あるいは危険な目に遭われる方が出てくるのではないかと思います。

本議案に直接関係しない部分なので、参考意見として、この都市公園の整備とともに、周辺道路の安全性の向上もぜひ先々検討いただきたいと思います。

○基盤整備課長 応援ありがとうございます。一生懸命整備に取り組んでいきたいと思います。8番委員おっしゃったとおり、南側の地域が非常に危険なものですから、この場所を防災の拠点として利用できればいいということでございます。

今、私どもでは、主要生活道路の事業を12本やっていますが、なかなかこちらに手が回るのかなのかという議論もありますので、その辺も踏まえて、今後ソフト面も公園ができれば、例えば、みんなで避難訓練をするといった活用もできるんじゃないかと思っていますので、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

そのほか何か。反対意見はなくて、賛成の御意見だと思うのですが、これは事前説明ということございまして、次回以降の審議会で審議・答申となりますが、よろしいでしょ

うか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長 では、これで事前説明を終了ということにさせていただきます。

それでは、会議次第第4 その他でございます。

次回の審議会について、事務局から報告をお願いします。

○都市計画課長 それでは、次回の審議会の予定につきまして御説明いたします。

次回の審議会は、現在のところ2月末ごろに開催という方向で調整しておりますが、詳しい日程につきましては、改めて御連絡を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、そのほか何か御質問、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 なければ、次に視察がありますので、ちょっと早めに終わりたいと思います。本日の審議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。

この後、都市計画公園の現地視察を予定しておりますので、視察に参加される方は1階正面玄関にお集まりいただいて、マイクロバスで行きたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

午後3時48分閉会